

(法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類のあるもの)

単位 (円)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	
一戸建て住宅	5,100
一戸建て住宅以外の建築物	
法第11条第1項に規定する住宅部分	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000
法第11条第1項に規定する非住宅部分	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	128,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	201,000